

第9回 国立市保育審議会会議録

日 時 平成28年7月12日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階第3・第4会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容 1. 公立保育園民営化ガイドラインの作成について
2. その他

【会長】 それでは、定刻になりましたので、これより第9回の国立市保育審議会を開催したいと思います。委員が15分ほど遅刻されるというご連絡が入っていますが、そのほかの委員はお揃いです。

早速ですが、事務局より配付資料の確認と本日の進め方について、説明をお願いいたします。

【事務局】 本日もよろしくお願ひいたします。初めに、資料の確認させていただきます。本日の配付資料でございますけれども、次第の次に、資料No.1としまして、A3の横長の他自治体における公立保育園民営化ガイドラインの比較という資料、こちらは皆様に事前にメール等で送らせていただいておりますけれども、一部、誤字等がありましたので、本日再度配付させていただいております。大きく変わってはおりませんが、お手元に配付させていただきました。それから、No.2といたしまして、公立保育園民営化ガイドラインの項目別のポイントという資料、A4横の3ページのものであります。こちらは資料1のポイントの部分を書き出したものであり、同じ内容を記載しているものです。A3のものが分量が多いので別に用意させていただきました。それから、No.3といたしまして、保育園職員の平均年齢と平均勤続年数の資料をお出しさせていただいております。こちらは委員よりご依頼いただきましたので、委員で共有するために本日、配付させていただいております。

その他の資料といたしまして、参考資料でございますけれども、委員に配付させていただいております。1つは、「公立保育園民営化に向けた意見書」というタイトルで、公立4園の保護者会連絡会の代表の方から、代表名で意見書が出ておりますので、その写しを置かせていただいております。内容についてはご確認いただければと思います。

それから、参考資料の2つ目といたしまして、「国立市立保育園」というタイトルで、公立保育園の職員の構成や保育内容を記載した資料をお出ししております。こちらの参考資料は、保育の園長からご提出いただきましたので、ご確認いただければと思います。

最後に委員より、ガイドラインの審議に向けた独自にまとめられたものを事前にいただいておりますので、これをメール等で送らせていただいておりますけれども、本日、印刷したものを配付させていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。

配付資料につきましては以上となります。お手元にない方がおられればお申しつけいただければと

思います。よろしいでしょうか。

【事務局】 冒頭、お時間をいただいてよろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【事務局】 報告事項なのですが、去る平成28年6月17日、第2回定例会、福祉保健委員会に、国立市保育審議会答申についてご報告をさせていただきました。それと、その際に、今後の市の取り組みとして、まず、庁内の検討を進めるということと、その答申を尊重する形で今後、民営化に関する庁内検討を進めるということをご報告させていただきました。その名称は国立市保育整備計画策定庁内検討会ということでご説明させていただいたのですが、それを受けて平成28年、今年度、12月議会を目途に、1つは、保育園民営化、今回の方針を受けて、1園、社会福祉法人ということの答申を受けましたが、それに向けて、まず1園というのを庁内でよく検討をした上で、その結論を、一定の報告を12月に出すということをご報告させていただきました。

今後、保護者、あるいは市民の方にご説明をしてみたいと思いますので、そういったことを含めて、今後、そういった保育審議会にもまた詳細につきましてはご報告させていただきたいと思います。まずは、委員会のそういった実施についてご報告させていただきました。

【会長】 それでは、資料No.1とNo.2に沿って進めさせていただきます。項目がかなり大きいので、できれば、一番時間をかけたいのは、保護者が一番不安になりそうなところをゆっくりと時間をかけて議論したいと思うのですが、委員には本当に貴重な資料をまとめていただいて、委員の資料も適宜、参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

早速ですが、ガイドラインの理念ということですが、記載していないところがたくさんありますけれども、これについてご意見はございますでしょうか。はい。

【事務局】 今、会長からもお話がありました、A3のもので分厚いものとポイントを絞ったものの2つがあるのですが、冒頭の理念から進んでいきますとなかなか全部に行かないということと、やはり、今回、4園を回らせていただいた中で、やはり、保護者の方々が一番不安を抱えているご意見をいただいたようなところを重点的に先にやらせていただきたいと思います。そのため、冒頭から進むのではなく、11ページの事業者の選定基準と、あとは14ページの募集要件、飛びまして、22ページの引き継ぎ保育内容の継承、次の三者協議、24ページの合同保育、次の26、27ページあたりの進行管理ですとか、29ページの市の確認・点検、要は、民営化した後に、行政がどのように施設にかかわっていくのかといったことが、やはり大きなご意見としていただいておりますので、今のところを順次、ポイントとして進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会長】 はい、わかりました。それでは、資料1では10ページになります。事業者の選定基準ということで、ポイントとしては、2ページ目の上から3番目に書かれております。でも、これは資料1に書かれていることが同じことが書かれていると思いますので、どちらについてもいいです。選定方法について、いかがでしょうか。選定委員会を設置しているところが多いのですが、本市では、何らかの組織が選定をした方法がいいですね。選定委員会という名称でよろしいでしょうか。では、選定委員会を設置するというで。

それから、構成メンバーについては、記載している市と、していないところがありますけれども、構成メンバーについてのお考えはいかがでしょう。

【委員】 当事者からの委員として、保護者に近い立場でお聞きしたいのですが、選定委員に本当

に保護者が入るかかどうかですが、少し保護者が直接入るのはやはり厳しい気がします、どうですか、それとも、絶対に入れて欲しいという意見ですか。

【委員】 そうですね。立川市などでは、選定委員会に保護者代表が3名入っていたのを見ています、やはり、入るべきではないかと思っております。

【委員】 現時点で、意見書も出たように、結構、保護者との中でいろいろあるようなので、保護者にも参加する機会を設けたほうが今後のメリットにはなってくるのではと思います。

【会長】 委員からもご意見で、選考委員、2カ所の保護者代表が参加されているが、保護者の思うように操作できるという羽目になったという反省点があるというご指摘も。

【委員】 逆に、保護者にも責任が重くなってしまうとか、全保護者の総意をその方があらわせるわけではないかもしれない、変な業者だった場合に保護者がそういうのは心配事としてあるから入れていないところもある気がしたのですが、どちらがいいのかというのは、私は判断できない。

【会長】 委員、今の意見はいかがですか、保護者の責任が重くなるということについて。

【委員】 確かに重たくはなるのですが、逆に、立川市を例にすると3名入っていた分、そこで多少の負担軽減はできるのではと考えています。お一人にはしないで、2人もしくは3人がいいと思います。

【委員】 ある程度、委員には責任が発生してしまうし、議事録に名前が残りますから、委員にはなっていたかなくても、例えば、委員会をこういう形でやる、議事録はそこでとめて、あと、もう一回オープンディスカッションをもう1時間する、そこで、いい意味で、責任をとらなくてもいい発言をたくさん出していただいて、あるいは、冒頭に1時間打ち合わせみたいなものを持ち寄って、あと1時間は委員会をやるとか、何かそういうほうが責任もないし、いろいろ、最終的な責任はその委員会で負うのだけれどもという。別に私は強いそういう意見を持っているわけではないですが、そういう気が若干しました。

【会長】 保護者と協議する機会があるということを書いていたところもありますよね。日野市とか東村山市、保護者の意向もということ。府中市は保護者も入っていますか。

【委員】 入っています。

【委員】 国分寺市は、そのような保護者の推薦する大学の方というような形で、意見をしてもらうという形で。

【委員】 その責任をとということですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 良いアイデアだと思います。

【委員】 こういった選定基準で選定するということの説明を丁寧という形、それで、保護者の選んだ代表の人も1名、学識経験者の方を入れるというのはどうですか。

【会長】 保護者ではなくて？

【委員】 保護者ではなく、保護者の推薦する人を一人入れるということ。責任というので、名前がね、この委員になるのは。

【委員】 この保護者というのは、変更があるかもしれない公立園から出るだけですか、数名出すという場合。

【委員】 そうですね、対象の当事者。

【委員】 そういうふう書いてある市が多いですね。

【委員】 例えば、これで、今の動きから行くと、来年度とかになつたりして、そうすると、実際、自分の子が通わない場合というのが多々あるわけですね。そういう温度差とか、どのような方になって、すごく難しいし、やれるのかなと思います。例えば、本当に、委員のイメージだと、手を挙げそうな方はたくさんいますか。

【委員】 いると思います。

【委員】 事業者を選定する時期というのは、いつごろになりますか。

【会長】 先ほどの説明だと12月に園を決定して、後になると。

【事務局】 まだこれからではありますが、12月に決定をしましたら、そうすると、答申書にも中に出っていますが、その後に説明会等の開催となっていると思います。保護者説明会、対象園の決定から発表、保護者説明会までが6カ月から8カ月というふうになっています。当然、説明会を12月にやった後に何カ月間かは当然、説明会になると思いますので、その後に公募というような流れになると思います。ですので、この公募のところから多分かかわってくるのかなと思います。ですので、イメージでしかありませんけれども、29年度の前半というか、そのぐらいになるのかなと。

【会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 イメージで、というふうにしていただければと思います。

【会長】 保護者をぜひ入れて欲しいというご意見と、保護者の推薦する人を指名していただくという方法がいいのではないかという意見が出ているかと思うのですが。

【委員】 私は、市役所側の意見を代弁するつもりは全くないのですが、例えば、何が何でも、あえて選定を攪乱して民営化を、あえて頓挫させようとする人が委員に入ってしまうと、また、結果的にそれが、保護者ないしは子どもたち全員にいいのかどうなのかという心配もあるので、保護者の意見を聞きたくないということは全くないのですが、やはり、しっかり言ってもらう場合を逆に置いて、責任が発生するところは委員の人が決めるというほうが大丈夫かなという気はしておりますし、他市の事例でたくさん出ていて、もちろん、問題があったら、そこで委員でもめるべきだと思うのですが、そういう悪い意味でこじれた感じではないのであれば、そこが若干心配であります。

質問です。このガイドラインの答申を書いて、決定は庁内ですのででしょうか、議会でしたか。

【事務局】 ガイドラインの答申をいただきます。それを市長がまた受けます。それを12月の第4回定例会で福祉保険委員会に報告です。

【委員】 報告という形ですね。

【事務局】 報告事案ですので。公募になると、公募要領みたいなものをつくる。なので、例えば、ガイドラインをベースに公募要領をつくって、今、言った、内容を熟考してつくっていますので、そのガイドラインはガイドラインで決定しますけれども、その後、具体的に進めるのは、またさらにその中で決定していくのかなと。

【委員】 ここで書いたことでどこまで、実際、よくも悪くても拘束力があるのかよくわからない。議会を通すのであれば、議会が最終的に決定するのでしょうかけれども、議会は通らない。

【事務局】 報告事項ですので、基本は、前回もお話ししましたがけれども、答申というよりは、諮問を受けたものに対して、市長にいただいていますので最大限尊重するというのが基本的な考え方ですので、答申の内容から逸脱するようなことはしないということです。

【委員】 そうですね。

【会長】 いいですか。もう一度、じっくり考えて次回に伺いたいと思います。ありがとうございます。

ます。

選定方法は、プロポーザル方式でいかどうかというのは、こちらはいかがでしょう。それも書いてある市が多いので、こちらを書くということでもいいですか。はい。

選定基準を満たさなかった場合の対応について記載すべきか、府中市が書いているところですが。

【委員】 これは、書かなくても、再度、市長が公募しますよね、きっと、そういう気がして、わざわざ書かなくてもいいかなと思うのですが、そこを縛る必要があると思っているわけではないのですが、例えば今、応募してきたところが何らかの理由で良くなかったと。その方に、その良くなかった理由をお伝えするのであれば、そこを変えてくるのでまた応募しますというのがいいのかとか、そういうところは、ここで書くべきではないかもしれないのですが、考えたほうがいいのかと思うのですが。必ず、民営化に進んでいくのだとしたら、やはり、これでだめだったといたら、もう一回公募するしかないので、書かなくてもいいという気がします。

【会長】 はい、よろしいでしょうか。委員の資料にも出ておりますが、全ての事業者が一定の保育水準等を満たしていないと判断した場合は、再度、市長が公募を行うこととするということで、はい、ありがとうございます。

選定委員会の公開、非公開について、ご意見はございますでしょうか。公開の場合、ホームページなどでの議事録の公表、保護者についての状況説明ということでよろしいですか。これも、プレゼンテーションは公開で行うというのが狛江市のところにありますが、こういうことはしたほうが私はいいと思います。原則として公開ということで、はい。

続きまして、選定基準に移りたいと思います。11ページからです。

【事務局】 よろしいですか。先ほどの保護者の方を入れるか、ほかに代行する人にするかというような、あと意見交換というのがあったのですが、今回のところは決まらないということでしょうか。ただ、次回のときに書き出しを少しして持っていきたいと思うので、例えば、それぞれのパターンで書いて持ってくるということでよろしいですか。多分このままだと次回のときも同じ形になるのだと思うのですが、どうしたらよろしいでしょうか。表記を、それぞれの選定委員会のこういう構成で入れるパターンと入れないパターン、また保護者を入れるパターンと入れない、例えば、保護者会とか園で推薦した人とか、学識の方を推薦するというパターンを書く、どちらも入れないで、保護者との意見交換会を持つみたいなの、それぞれの書き出しを出すということでよろしければ、その中からまた見ていただくということに。

【会長】 結局、だから、保護者の意思をどのように反映させるかの方法論だと思うのですが、直接、一保護者が選定にかかわるとい方向が、保護者で話し合った結果、この人になら任せられるという人を、保護者の利益を代弁するような専門家を一人入れるという方法と、それ以外にももちろん、説明会とかはいろいろ、保護者の意向をいろいろ選定委員が聞いて、それをしっかり取り入れて反映させるというやり方だと思います。皆様のお考えを。

【委員】 次回までに二通り、ないしは空欄にしてつくっていただいて、もう一回。

【委員】 決めるのは、二通りぐらいつくっていただいてからでよろしいですかね。

【会長】 はい、よろしいですか、お願いいたします。

選定基準ですが、選定の際の基本的な考え方を示しているところと、募集条件のようなことも書かれているところがありますけれども、募集条件と重ならないように、委員がとても理念的な基準を、きれいに3ページですが、まとめてくださって、これはいいと思ったのですが、募集条件とは別にし

っかり理念を持ったことであるのは大事なことですよね。私、個人的に委員の案を参考に決めたらいいかなと思っているのですが。

【委員】 現在、どこも当たり前としてやっているようなことですので、この辺のことを記載して構わないと思います。

【会長】 そう思います。よろしいでしょうか。委員がつくってくださったものを基準として採用するというので、ありがとうございます。

次に募集条件に移りたいと思います。募集条件でポイントとなっているのは、各市、ボリュームに非常に大きく差があり、14ページ、府中市とか日野市とか、こと細かな、狛江市も、国分寺市は選定基準のところに募集条件が混ざっているような形ですね。羽村市と世田谷区は記載なし、規定なし。ご意見ございますでしょうか。

【委員】 ここで大事になってくるかなと思うのは、やはり職員配置の基準を書くかどうかということと、あとは、ここには、私はそのようにあえて書いていないのですが、条件として、内容を引き継ぐというのをここに書くのであれば、「保育内容を引き継ぐ」という文言を入れるかどうかとか、そういうことではと思います。あとの部分は、実は、多分、先ほど委員がおっしゃったように、どこの園でも同じことをしているので、実際には書かなくてもいいかなという気がするのですが、もし、このガイドラインを見て保護者の方に説明したり、保護者の方が、この民営化の状況を理解するという助けになるのであれば、こういう条件でやるということが書いてあったほうが、これは募集要綱にしか書かないでもいいと思うのですが、そうではなくて、ここに書いたほうが、保護者の方がこれを見て、こういう条件の中で園が選ばれていくのなら安心と思えるのではと、当たり前のことでも結構、アレルギー、やるとか、それはやるでしょうという感じなのですが、書いたほうがいいのかという気がします。

【会長】 まずは基本的条件ということで委員も4ページに幾つか挙げてくださっていますが、基本的条件については書くということではよろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 では、職員配置等の条件をこと細かに書くかどうかについてご意見がありましたらよろしくをお願いします。はい。

【委員】 府中市などもそうですし、府中市、東村山市、稲城市もそうですね。経験年数をバチッと定めています、14ページの府中市だったら、「主任保育士は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に10年以上従事した者」とありますし、施設長に関しても、3分の1は5年以上ですとか、クラス担当保育士のうち1名は5年以上とか、かなり書いてあったり、16ページの東村山市は、④職員配置とあって、iii)保育士の3分の1以上は5年以上の保育経験を有する者とするのとありますよね。あとは、18ページ、稲城市の下から5行目ぐらい、③職員の配置について、「園長は、専任であり」と書いてありますけれども、10年以上の者、主任保育士も20年以上と、すごいですね。この辺どこまで書くか。もちろん、余り書くと、それはむだに縛ってしまうという可能性があるものであれですけども、ただ、ふたをあけてみたらほぼ新人でしたということになると、さすがにそこは年数で切ってもいい気がするので、何かリーズナブルな書き方をしたほうがいいです。保護者もそれで安心すると思いますし、何も無いよりは。そこは現場の感覚なり、現状との比較もしていきたいと思います。

給食の職員と栄養士が兼任できるかどうか。これも前に見学に行ったところは、どちらでしたか、兼任していないのでしょうか。調理師と栄養士が兼任してもいいし、しなくてもいいとかありますよ

ね、その辺も含めて。

【会長】 私立の場合は兼任になっています。

【委員】 ですね。公立はどうでしょうか。

【委員】 ここで示しているのですけれども、していません。

【委員】 していない、別々ですね。その部分をどうするか。多分、別々にすると、私立だと現状厳しい、この辺は実質的な議論で、あとは大枠だと思うのですが、私の意見は以上です。

【会長】 ほかにご意見はいかがですか。

【委員】 保育園職員の平均年齢と平均勤続年数というのをいただいている、例えば、今、国立市にある市立保育園の園長、主任の人以外の保育士の平均勤続年数が8年、保育士合計で10年ぐらいなので、しかし、国立市はすごく長くお勤めの先生が多いかなという気はするのですが、立川市で、平均年数何年以上だったら加点するみたいな、そういったことが書いてあったりしたのですが、10年とか8年とか、ここに数字が出ているので、それを基準として、何々保育士何年というのではなく、全体としての平均年数を書く、平均年数何年以上とか。立川は、平均勤続年数が4年を下回る場合は審査の対象としない。平均勤続が6年以上で加点するとなっていたので、でも、園長だけがすごく長くて、あとは全員若いとか、そういう可能性もあるのかなと思うので難しいのですが、ただ、意に沿わない採用をしてしまう可能性があるのだったら、余り細かく何年、何年、主任保育士何年とやるのは不安かなという気もしております。

【会長】 東村山市が、3分の1以上が5年以上とか、そういうのは現実的にできそうな気がしますが、前回は議論になったと思うのですが、年数と資質とはイコールとなっていないというのが現状だと思いますので、余り、20年以上やっていると、余計に古いことをやっているかもしれないし、いかがでしょうか。

【委員】 例えば、民営化になった園で、若い、5年が若い、若くないかは経験年数がいつから始めたかによっても違うと思うのですが、若い保育士が多いと、なかなか相談するというふうになれないとか、心配だということがあつたりしますので、最低6年、6年というのは0歳から6歳まで一応一通りの経験をするということが基準となりますので、6年以上というふうなことはあつたらいいかなとは思いますが。

【会長】 3分の1以上が6年以上ということによろしいですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 委員は、実際、保育園でそういう経験値というのは、どういうふうに思われますか。年数が大事、どの程度考えておられますか。

【委員】 うちの場合は結構、経験が長い人が多いので、ある程度経験があると、どこのクラスに行っても、なれると言ったらおかしいですけども、できるでしょう。だから、そういう人につければ若い人でも引っ張っていけるしということがあるので、反対に、若い人の芽をつぶしてしまう可能性もある、あまり経験があり過ぎて、自信があり過ぎると、その辺が、合わせ方が難しいというか、経験3年ですか。それだけあれば大丈夫だと思うのですが、本当に今、保育士がいろいろなところへ行って新しい人を引っ張ってくるということになると、そのときの環境だと思いますが、今、0から5歳までにするということは、その上でということが必要だと思います。そういう人が何人かいるということは必要だと思いますので、3分の1は要るかもしれませんね。

【会長】 3分の1、6年以上が妥当でしょうかね。

【委員】 バランスも大事ですね、いろいろな人たちがいたほうがバランス的に。

【委員】 そうですね。もちろん若い人も必要ですし、経験の豊富な人も必要ですし、その辺は本当に上から下までバランスがよくいるほうが理想は理想だと思います。

【委員】 先日、答申の説明会を事務局から受けていて、民営化する保育園は、単に私立園を増やすのではなく、国の保育所保育指針に見合った保育園としてモデルとなる保育園を目指しますということは、国立市の中で民営化された園は、モデルとなるというところで、余り低くし過ぎるのはどうだろうと、モデルとなるということは、それなりに高い基準であるべきではないかなと、それを保護者が説明を受けているので、そこで余り低くするのは、また何か、言っていることと違うではないかと思えます。

【委員】 それが高いかどうかですね。

【委員】 基準がどこなのかという話だと思います。

【会長】 モデルになるということをごどこかに入れましょう、それはね、募集条件か何かね、国立市のモデルになるような取り組みをする園である、保育所であることというので、ぜひ、そういう取り組みをしていただきたいですが、それに当たってこちらがどこまで縛りを人数構成までかけるかというのは、微妙な問題だと思いますので。

【委員】 いいですか。年数だけでなく、やはり、民営化するにしても先生は大事で、そのまま保護者の方も残ってくださる方がいらっしゃればいいですが、この中に、今、保育士の確保というのはすごく難しいし、経験があればあるほど行くという傾向があると、その園で何年というのが入ったほうがいいのか、そこまで細かくする必要はないのか。外からの風ももちろんいいのですが、やはり、子どもはそのまま移行していくわけで、それで保護者も移行していくとすれば、やはり、ある程度その園で何年やったとか、全部が全部は難しいと思うのですが、やはり、何か、幾ら同じでもそれぞれの園の、歴史的と言ったら大げさですが、あるのではと少し感じます。

【委員】 その園の先生が残るということではないですよ。

【委員】 なので、その辺が、残るか、残らないかもわからないですが。

【委員】 常勤の先生だと、公立の先生が移行したときに残るということは余り考えられませんよね。

【委員】 ないです、はい。

【委員】 おっしゃるのは、ここを新しく引き受けるので、集めて、お互い顔も知らない保育士同士が、経験はあるかもしれないが、いきなりはじめるというのは難しいのではないかというイメージですね、多分、今、委員がおっしゃったのは、確かにわかりますね。社会福祉法人が引き受けてくれるのなら、例えば、近隣でやっていた3人ぐらいのグループ、お互いによく知っている人たちをここにやって立ち上げに来て欲しいと、そういうイメージですよ、確かに、それは書き込みにくいですよ。

【委員】 職員配置の中に、例えば、これから受ける社会福祉法人の先生が何人か一緒に来るということも入れるということですか。

【委員】 だから、難しそうですね。

【委員】 この間、見学に行ったときに、やはり、今やっている園から大勢の人が連れていかれると、この園を運営していくのが難しい。でも、確かに、職員で、チームワークでやるお仕事なので、

バラバラにあちこちから来てすぐできるかということは難しいとは思いますが。そこには経験が、ある程度必要だなというところもあると思います。

【委員】 そうでしょうね。

【事務局】 一言だけ。

【会長】 はい。

【事務局】 今のお話のように、例えば、社会福祉法人で複数園、持っているところは、人事異動で新しく保育園を増やすほうに何園かあるところから行くというのはいいと思いますが、実績がないのに、新規の社会福祉法人はあり得ない話です。ただ、1園にしても社会福祉法人をやっているところが、例えば、2園目に拡大しようといったことは、これは実績があれば別にできないことではないので、そうなると、今お話があったように、そこから、前の園から行ってしまうことによって、もとの園がすごく水準が、ということがあるので、余り、系列の園に何年という表記は難しいのかなと思います。

それと、先ほど委員が6年ということをおっしゃっていたと思うのですが、それは、そうですねと私も思うところで、今回、7ページで、府中市、市立保育所の運営を引き継ぐ運営事業者は、東京都内で6年以上の良好な認可保育所の運営実績がある社会福祉法人と出ています。そこで本日、府中市に電話をしてもらいました。そうしたら、委員がおっしゃったように、6年をやっていたら0歳から6歳というのを全部見ている、経験しているところなので、先ほど、5年以上とあったのですが、全部を通して見ているのでしっかりとした基準、6年以上というのが基準になるのではないかというお話がありましたので、その保育士の年数は5年でなく6年というのが一つ、うなずけるところかなという感じです。

【会長】 募集条件では6年を入れたほうがいいのかということですかね。

【委員】 一つ、わかりやすい目安というか、そういう気がしますよね。

【委員】 説明がつきやすいですね。

【委員】 ただ、そこで、今の説明のとおりで、その園に6年というわけではなく、それこそ、2つしか持っていないところに3つ目をつけるといったときに、かなりかき集めなければ3つ目は受けられないわけだし、2つ目はぎりぎりで行っている部分に対して、またもう一個手を出すというのは、どうしても募集が増えるわけだしというので、そこで、もともとの園に6年というのではない、そこはまた分けなければ、なかなか募集が、ハードルがグンと上がってしまうのかなとは思いますが。実際、現場は、それこそ保育士がいないというのでヒューヒュー言っているところで、ぎりぎり切り詰めたところで、また次を受けるといったときに、拡張するはずなのに人を増やせないのは、もう条件として成立しないわけですから、その区分けというか、保育士としての経験の6年は、絶対に近いのかなと。ただ、そこに、もともと募集をかけようとしている団体に6年いなければいけないというのは、また別の条件であろうと。あとはそこで何分の一とかいうので、少しはハードルを下げないと。

【会長】 はい。その法人自体が6年以上の実績があるということが。

【委員】 例えば、そうですね。

【会長】 まず必要ですよ。

【委員】 3分の1というのは、保育士の数だけでしょうか。

【委員】 必要保育士は必要保育士で、現場の感覚としてそういう感じです。

【委員】 そうですね。国立市立の保育園の職員配置を出してきているのですが、この0から5歳

までの担任は全て正規の職員でやっていますので、委員の出されている「年齢別クラス担当保育士のうち一人は保育士の資格を有し」とありますが、国立市の場合には全て、もちろん有資格、正規の保育士でやっております。その保育士が、例えば、全部、担任が11から13として、3分の1ということはぎりぎり6か7で、6年以上ということで、そうすると、それ以外の人は新人かもしれないということですよ。

【会長】 6年未満ということですね。それは新人とは限らない。

【委員】 そうですね。割と、それで園を運営していくときに、やはり一度経験している年数の人をやるとかいうふうなことをしている。例えば、0歳を全くやらない二人が組むということはない。0歳を経験した人が、もう一人は新しい人ということを見ると、3分の1というのが、保育士だけというふうになるのであればぎりぎりですが。

【委員】 そうだと思います。

【委員】 保育士だけですか。

【委員】 じゃないでしょうかね、多分。

【委員】 では、正規の職員というのはほかにもたくさんいるので、わかりました、保育士だけと。

【委員】 入れたほうが多くなるでしょう？

【委員】 大丈夫です。保育士だけなら、そうなったら無理だなと思ったので。

【会長】 今の議論でよろしいですか。

【委員】 全員保育士ですか。

【委員】 保育士。資格がない職員は嘱託にもいませんので。

【委員】 それは公立も私立も。

【委員】 一応公立の基準で書いているだけです。

【委員】 担任ですか。

【委員】 私立もちろん。

【委員】 担任は、保育士資格はあると。

【委員】 全員保育士、持っております。

【委員】 正規と嘱託という違いは、嘱託も、持っていますか。嘱託という制度は準職員というか。

【委員】 保育士のアシスタントという人はいます。

【委員】 その人たちは有資格者ではないと。

【委員】 有資格者ではない人で、今、資格を取ろうとしている人や何かが何人かいますけれども、そのほかの担任とか、配置基準や何かのプラス、あれは、もちろん、全部持っていなければいけない。

【会長】 判定基準をきちんと出してね。

【会長】 募集条件は、いろいろな項目が上がってきていますけれども、引き継ぎのところで保育内容の申請とか三者協議、合同保育について書くべきなのか、募集要綱のところに書くべきなのかということだと思うのですが、引き継ぎを詳しくするのであれば、別にこちらではいいと思います。

保育内容の継承についてはよろしいですか。ほかに募集条件に、ぜひこれを入れて欲しいとか。

【委員】 「園長や主任保育士は専任で」と書かなかった場合、専任でないことってあると思いますか。園長や主任保育士は専任の先生でと書いてあるところと、書いてない市があつて。

【委員】 専任でないことはないのではと思いますが。

【委員】 ないですよ、普通、ないですよ。

【委員】 学校法人で園長先生が兼任の場合はありますけれども、社会福祉法人の園長で兼任するのは聞いたことがないです。

【委員】 では、書かなくても大丈夫ですね。

【委員】 書きますか。

【委員】 専任が当たり前だったら、むしろあったほうがいいです、安心するといえますか。

【委員】 そうですよ、保護者がこれを見たときに、やはり。

【会長】 じゃあ、「専任で」も入れましょう。ほかにいかがですか。

【委員】 そうすると、専任の園長先生、主任保育士であるということと、先ほどの6年以上の人が3分の1という2点ですよ、今のところ。あと、例えば、管理職としての資質や能力、それは自己評価なのでわかりませんが、入れているところがあったり、あと気になったのが、今、お勤めでいらっしゃる非常勤の先生方を新しい施設の人に雇ってもらうように、積極的に雇用するように努めることと書いてあるところもあって。

【会長】 ありましたね。

【委員】 ただ、それは、新しい事業者の方が、この人は要らないという場合もあると思うので、必ずとは言えないと思うのですが、積極的に雇用することでどこかのアンケートとかで、前の園から、非常勤の方だけでも継続して勤めてくださっていたおかげで、全部総入れかわりにならずに、朝晩、先生だけでもいてくださって助かったみたいなのがだったので、それは入れてもいいかなと思います。

【委員】 ただ、合同保育は多分、まず間違いなくできる、つまり、いきなり4月1日からガラッと全部なるわけではないはずなので、合同保育の引き継ぎの部分は非常勤の人に無理にお願いするよりは、現職で今、その現場にいる保育士が民営化後もいるという形になる、あるいは、事前に、民営化前に新しく先生になる人が入ってくる形かもしれませんけれども。わかりました。すごくいいアイデアだと思いつつも、あまり書いてしまうと。

【委員】 やはり、今、雇用されている方たちの保障という形にもなりますので、子どもも一人でも知っている先生がいたほうが心強い。朝早くから遅くまでいるので、担任だけが知っているということよりは、そういうところをフォロー、一番、朝、受けとめてくれる人と、最後まで疲れを癒してくれる人とが、もし同じ人が続きでできれば、もちろん、本人の希望にもよるとは思いますし、事業者の希望もあるとは思いますが、積極的にしてもらえるのもありがたいかなと思います。

【委員】 そう書くことで、保育士不足の中で、一応、これだけスタッフはいますよと言ったら変ですが、この非常勤の方たちを雇用することもできますよという、そういう言い方はよくないですが、全部、新人を採らなくても、この方々が、例えば正規で働きたい人とかがいれば雇用してもいいですよということ。

【委員】 手前みそですけども、優秀な職員がたくさんおりますので、そうしていただけるといいと思います。

【委員】 それも書いて。

【会長】 「原則として」とか「積極的に」という言い方で押しつけることはないように、そういう表記をお願いするというところでよろしいですか。はい。ほかに募集条件、いかがですか。

【事務局】 非常勤嘱託の雇用を積極的に進めるかどうかということで、33ページの職員の処遇に基づくとするのですが、市によって書いているところと、書いてないところがある。「積極的に雇用を努めること」という、できる規定ですが、できる規定で書いているところと、書いてないところは

なぜか。職員人事にも確認をしたいと思います。要は、当然、本人の選択になると思いますが、不利益が出てしまう。要は、今の賃金が下がってしまったときに、積極的に雇用してと行って、ただ、本人の選択なので、行くか、行かないか当然出てくると思いますが、そのようなことがあるのかなと思います。まさに不利益が発生する恐れがありますので、ここは確認をさせていただければと思います。

【会長】 でも、新しい法人に新しい法人の企業体系があつて、それでも望む場合は、ということ
で。

【事務局】 もちろん、そういう表記であれば、個人の選択なので、そういう表記をしていただければ別に構わないと思います。ただ、不利益が生じないかということを懸念しているだけです。

【会長】 「積極的に」のことですか。でも、最終決定はもちろん本人にあるということですから
ね。

【事務局】 もちろん、はい。

【会長】 そこは、努力義務ですから、これは、「努めること」というのは、努力をしていただくけれども、やはり、その待遇では、もうここではないところに行きたいですと言われたら、もうそれは仕方がないですね。

【委員】 選択の幅があることはいいかなと思います。

【事務局】 もちろんです。

【委員】 全くなくなってしまうよりも、一応。

【事務局】 それはもちろんそう思います。

【委員】 市がそのように書いてあるがゆえに、何か、低い時給でも行かざるを得なかったみたい
になってしまうと困る。

【事務局】 困るより、申しわけないです、そのようなことは。

【委員】 申しわけない、その表現は。

【委員】 府中市みたいに「継続的に就労を希望している場合は」と書けば、もし嫌だったらやめ
ればいいので、東村山市みたいな感じでしたかね、「希望する者」と書いてありますね。だから、希望
しなければやめてしまうか、あるいは、ほかの公立園の嘱託になったりする方もいらっしゃると思う
ので、「希望」という言葉を入れればいいのではないのでしょうか。

【委員】 多分、今の事務局の疑問的なところがこうやって明文化される、「希望する者」という表
現になっている。

【会長】 ほかに、募集条件のところではよろしいでしょうか。

【委員】 ここは委員の（私案）がすべて載る形ではないですね。

【会長】 ではないです、はい。

【委員】 ある程度、他市を参考にたたき台的なるものをつくって、具体的には3分の1、6年、
専任というのを書いてもらって、またもう一回見て、先週のでは足りないのでは、これはぜひ入れると
いうのをもう一回、次回やればいいのか。

【会長】 ちょうど半分時間が過ぎたので、後半は引き継ぎのところを丁寧に、保護者の関心のと
ころということで、保育内容の継承、何ページになりますか。

【事務局】 22ページです。

【会長】 これはどの程度詳細に書くかということだと思えるのですが、府中市などは余り細
かいことなどは書いていない。稲城市は詳細に書いてある。

【委員】 事務局に、これまた感触で、何とも言えない、いわゆるイメージでいいのですが、合同保育というのが、ここで決して言質をとるみたいなことを絶対にしてほしくないのですが、お互いに、何か、こういうことはできるのではというイメージはありますか、合同保育に関して、オーバーラップするといいますか。例えば、4月1日に民営化スタートして、3カ月間は、3月末までいた人たちが数名残るといふことがあり得るのでしょうか。

【事務局】 基本的なラインになりますけれども、先日、説明会で聞かれたときにもやはり、矢川でもそのような質問がありました。合同保育をやりますといったときに、全く別の先生が来て合同ですということがあるのかという質問があったので、基本的に、こちらとしてはそういうことは考えておりません。今、例えば、移ったときには、そのときの担当が、これはどういうふうにするのかわからない、もし、移るようなことになった場合の合同と考えた場合は、当然そのクラスの先生が新しい教室のところと一緒に見ていくのが一番流れとしては自然かなと思います。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。それとは別に、何か、保育内容、あるいは生活の内容自体の引き継ぎみたいなものも考えたいと、行事だとか、22ページ。

【会長】 いろいろなところで、立川市とか小平市は、一定の保育内容を継承することという「一定の」という部分が入っていて、これは恐らく、新しい法人の新しい改善された自分たちが自信のあるところを柔軟にしていかないと、やっていたことをそのままやるということにならないように多分、「一定の」と入れたように私は読み取ったのですけれども。

【委員】 できれば、国分寺市のように、「国分寺市の公立保育園の保育水準を満たし」ということで、保育内容のガイドラインをつくりますので、それが継承できるといいなと保育内容については思っております。

【委員】 例えば、今、国立市立保育園で、参考資料でいただいているA4両面の1枚があります。裏面の2ページの行事に、公立保育園の保育の継承とあります。何か、こういう実績ノートみたいなものがあるとすごくいいと思う。例えば、夏祭りはうちはやらないのだけれども、お花見をやっている、すごく力を入れている、これが、実は新しい4月からのスタートで、すごくいい。だから、夏祭りはやっていないのだけれどもお花見をやっている、といったときに、それは、夏祭りが無いのは、もう継承していないのではないかと、みたいなことを言い出すと、難しくなるので、その辺はどのようにお考えですか。

【委員】 保育の継承ということで、行事を全く変えないということではないですが、その行事を変える際に保護者に説明をして理解をしてもらうというようなことは、たしか書かれていたと思うので、それはやはり必要だと思います。私としては、1年間は、これから移管する園の職員、園長なり主査なりが1年間、その保育園の行事や様子を細かく見て継承していただいて、それは私の考えですけれども、次の年は、今の公立の職員が1年行って、これに書いてありますが、4歳から5歳は持ち上がっている。0歳から全部そうなのですが、1年間は子どもと一緒に保育内容とともに、子どもの引き継ぎとともにいられたらいいかなと私としては考えております。

そのときに、1年間、行事をやってみて、次の年は新しい園を見ていく中で、それは新しい職員と協議して変わっていく部分は、もちろん、必ずしもどちらがいいということではないので、新しいものをよりよくしていくということであれば、それは職員間で話し合っつけていっていいものだと思います。

【委員】 公立保育園は、行事というのは同じですか。

【委員】 ほぼ同じです、4園。

【委員】 私立保育園は差があるのですか、行事の内容には。

【委員】 その保育園のいろいろな考え方で差はあると思います。

【会長】 国分寺市のガイドラインだと、行事までは書いてない。

【委員】 選定審査ポイントというのがありまして、その中にあります。

【会長】 それはガイドラインには書かれていないですよ。

【委員】 ガイドラインには書かれていないです。

【会長】 今、ガイドラインをつくっているのですが、ガイドラインに何を記載するかということを確認したいのですが。ガイドラインの保育内容3点で、子どもの生涯にわたる人間形成に向けて重要な時期であることに對して補助していることという一般的なことが3点述べられております。

【委員】 ここの人間形成をつくるというふうなことが行事であったりということもあるので。

【会長】 こういった、発達を伸ばしていることということを具体的に各園の理念なり創意工夫によって行事に落とし込んでいくわけですよ、目的があつて。だから、さっき言ったような、お花見であろうと、お泊まり保育であろうと、夏祭りであろうと、目的が施設の行事を楽しむとか、クッキングパーティーだったら食育の観点からとか、別にこのクッキーである必要があるかどうかということですよ。だから、そこまで縛り込んでしまうと、同じ目的のものがどのように新しい園では展開していますよという説明があれば、その目的を示していただいたほうが、こういう目的でこういう行事が保育のねらいですが、保育のねらい的なことがどうでしょう。

【委員】 一園児の親としてこの行事を見たときに、時期やら名前は違うが、まあ、ほぼ同じようなことをうちの子が通っている園でもやっているの、やることにこだわるのではなくて、まさに会長が言っているとおりで、理念というか、季節感を感じさせることとか、地域の触れ合いを感じさせることとか、そういう目的を達成できれば具体例についてはそこまで強くこだわることは僕の中にはないのかなと思います。

【委員】 それはすごくわかるのですが、私は、記述としては一定の保育内容を継承するというのと、あとは三者協議で決めると書いてしまったほうがいいかなと思います。それが一つの意見です。委員がおっしゃることはすごくよくわかるのですが、例えば、うちの幼稚園のお泊まり保育でキャンプファイヤーのときに踊る曲というのはずっと一緒です。

【委員】 決まっているのですね。

【委員】 そうすると、幼い頃からその曲で踊っている年長を見てきているので、同じ目的でキャンプファイヤーをして違う曲で踊っているのは、私の中では違うかなと思います。だから、目的は一緒で、落とし込まれた保育は一緒なのですが、若干そういうことが、子どもの気持ちなので、実は違う曲が喜ぶかもしれないのでわからないのですが、あれをやる、こういう行事で年長だけあれをやるとか、運動会では年長だけあの競技があるという伝統があるじゃないですか、園の。それを、今いる子というか、民営化時点で在園している子たちがいる間は、基本的には、親が継承したほうが良いと思っているものは継承したほうが良いかなという気がします。

【会長】 そうですね。

【委員】 だから、保育内容の継承をするのは、変な話、当たり前なわけだから、細かい、この一個と、そこは多分、それこそ第三者も含めて話し合ったところで当然、継承されるものだと思いますし、そこまで細々書くことはないのかなとは思いますが。

【委員】 ここに書いてあったお泊まり保育でキャンプファイヤーをしてというのがあったのですが、例えば、「お泊まり保育」と書いてあって、お泊まり保育でもその園によってやり方がいろいろあるじゃないですか。その行事のやり方も、同じようなあれでも違った、それが違ってしまうと、それはバツということになりますかね。

【委員】 バツというわけではないですが、あのようにやってきたなと見ている子どもたちは、突然変わって何とも思わない子もいると思うのですが、違ったのかなと思ったので、今、年中で民営化の年に年長になった子が卒園するまでの行事などは、今までの行事のやり方を継承するというほうが、私はいいのかなと思う。同じキャンプファイヤーでもやり方は違ってくると思うので、わからないのですけれども、もちろん、新しい園のやり方がすばらしいということはあるかもしれないと思うのですけれども、子どもたちなりにずっと保育園の中で見てきていると、あれをやると思っているのではと、そういう話を子どもともよくするので、例えば、年長になるとクッキーをつくるとか、そういうふうに思っていて、あっ、クッキーがなかったなというふうになるのは、少し寂しいかもしれないなという気がして、そこは1年とか2年、記憶をしている子どもたちが卒園するまでは、割と今のやり方を継承していただいて、あとは少しずつ変えていくほうがいいのかなと思います。

【委員】 同じようなことを私もお話ししようと思っていて、運動会であれば、年長は組み体操を公立保育園はしていて、それは下からずっと見てきて憧れを持っているので、やはり、おっしゃったように、数年間は続けて欲しいなと子ども目線では考えます。

【委員】 今おっしゃったように、曲であるとか、行事そのものではなくて特色のところに対応できるものに関しては、だったらその曲を使いましょうということではできる話で、その一つは持って欲しいなと。

【委員】 それは細かくいろいろ教えていただかないと、こっちで考えているお泊まり保育と、そちらで考えているお泊まり保育が全然違ってしまったものになる可能性もありますよね。そうすると、それはその後の合同保育のときの問題になると思います。

【委員】 引き継ぎがとても大切に時間をかけて丁寧にということが入れるということだと思います。

【委員】 1年しっかり行事を見ていただく中で、既にそこで協議を始めればいいですよ、もう見たときに新しい園長先生が、他の園と比べたうえで、来年から少し変えましょうとなるかもしれないのですけれども、見ないで、いきなり最後の3カ月の合同保育だけで突然やられてしまうと困ります。

【委員】 違ってしまおうと思いますよね。

【委員】 違ってしまいますよね。

【委員】 1年間通して。

【委員】 見ていただきたいですよ。

【会長】 よろしいですか。子どもの代弁者としての保護者の意向を十分に聞いて、行事等については協議しながら取り入れていくと。

【委員】 ただ、どの園も基本的にこういう感じのイベント、今やっているというのは、まだよくわからない、資料にすればいいというわけじゃないですが、資料にないというのも少し心配なので、私立園でも大体このようなことをやっているというのがあるといいなど。自分の経験で、国立市ではないところに住んでいて、そこでは、その区役所ですけど、区役所で年に一回写真展をやる。各保

育園のイベント写真がいっぱい載るので、そこで何となく左右の比較ができていて、明らかに1園、本当に写真も適当で数枚しか張ってなくて、見た瞬間に、あっ、ここは行きたくないなというのがすぐわかったし、手抜きだなどはっきりわかる。それらを見えるようにしていただければ、逆に、いいイベントがあるのなら取り入れる園もあるだろうから、お互いにそれを知らないという今の状態はもったいない気がするので、そこで知りたい。

大丈夫だとは言いつつも、明らかにイベントは手抜き、職員が足りないからできないみたいなことを言い出すところがあり得なくもないので、ある程度は、イベントの列記はできませんが、そこはもう少し気遣う必要があるかなと思います。具体的にどう書き込めばいいかまでわからないのですけれども、その補足で、そういうことを私が実際に見たので。

【会長】 記述の仕方については、どこの市が参考になりますかね。

【委員】 三者協議で特色等は意見交換をすることと書いた上で、イベントを何個やれとも書けません。

【委員】 これは絶対に残してくださいというわけでもないでしょうからね。ただ、理念は残して欲しいというのは、もちろんわかりますし。そこは小平市の表現などが一番シンプルではっきりしているかなとは思いますが。

【委員】 そうですね。

【委員】 こういう感じになって、あとはもう保護者が頑張るしかない感じですね、頑張っていたく。

【会長】 よろしいですか。小平市のようにシンプルに書いて、あとは話し合いでじっくりとお互いに納得するまで進めていただくということで。

【委員】 一定の保育内容の中にそういう伝統的な行事もありますということ言えば、そこに含まれるわけです。いろいろ書いてもというのは。

【委員】 そうですね。

【会長】 では、三者協議についての記述はいかがでしょうか。基本的に三者協議会は入れたいと思いますが、これは入れるということで、どのような表記でも書けばいいですよ。

【委員】 三者の市民、いわゆる、民営化前の園長なり主任が入るぐらいのことまで書いてはいけないのですか。特に引き継ぎなので、はっきりと市のこちらの職員というのは、現場の保育士は一人ほど置いて、それは違うみたいなのを、保護者は立場が弱いですね。本当はこうやって欲しいのにと、はっきり言うと、自分の子どもが行っているのであまり強く出られないので、そこで先生が来て、この保護者の言うとおりでとってくれる人が一人、保護者サイドに欲しいので、三者と言わず、四者、あるいは、市の三者のところに保育士、民営化の前の保育士を入れて欲しいと、私ははっきり言えばと思うのですが、わかりません、いかがですか、四者にはしたくないね、市の中に保育士を含むみたい。「市」に入っているのですか。

【事務局】 これ、具体的に明示されていないのですけれども、考え方としては、その整理はありなのかなと、具体的にそれを書くか、書かないか。市というのを、事務方なのか……。

【委員】 現場なのか。

【事務局】 それは選ばれて。

【委員】 その「市」という表現の中に含まれるのだったら、それはそれでシンプルでいいと思う。

【委員】 まあ、お任せします。

【会長】 事業者も理事長だけだったら嫌ですよ。

【委員】 そうですね、保育現場の方に来て欲しいですよ。保育にかかわる事業者。

【会長】 だから、責任者にも来ていただきたいし、実際に保育にかかわる人にも来ていただきたい。

【委員】 市だったら具体的に、事業者だったら具体的に、保護者だったら0から5歳の年齢で少し細かくしておいたほうが。

【委員】 ただし書きをつけていただきたいなど。

【委員】 そうですよ、事業者もね、理事長が。

【会長】 現実的に全員がそろつかどうかはわからないので、それを基本メンバーにするみたいな形でお声かけをして来ていただける人に来ていただくというような形がいいですかね。

【委員】 三者協議会の、ただやるということだけではなくて、義務づけというか、最初の年は年に3回やるとか、次の年は最低でも年2回やるとか、何か記述しておかないと流されてしまうようなところもあると思いますので、希望に応じてやるとなると、またそれが甘くなるので、必ず移管したら最初の3カ月に1回はやるとか、何かそういう記述もあったほうがなくならなくていいかなと思うのですが。

【会長】 何かご提案がありますか、回数について。

【委員】 4回。

【委員】 シーズンを考えると。

【委員】 年に4回。

【委員】 最初は4回。

【委員】 1年目は4回と。次の年は2回ほど。移管前にもやる。

【委員】 やりますよね。

【会長】 移行前にやらないと。

【委員】 羽村市は移行日の前年度にと書いてあるのですが、あとは日にちの設定みたいなことを書いているところはないです。

【会長】 移行日の前年度に設置をして、移行に向けて1年間は年に4回と。

【委員】 狛江市は「運営法人決定後」というふうにしていて、決定後に設置をします。

【会長】 決定後がいいですね。決定から移行まではどのぐらい、合同保育の最後まで期間はどれぐらいですか。

【事務局】 決定から、選定からということですよ。

【会長】 そうか、園が決定すると、少なくとも、そうか、業者が決定後ですね。

【事務局】 はい、そこから三者協議がスタートし、答申ですと、12カ月から24カ月間、2年のうちには、1つの目安ではあります。

【会長】 決定後、1年間は年に4回と。

【委員】 業者が決定後じゃないですか。

【委員】 決定後、おおよそ3カ月前にか。

【委員】 それぐらいがリーズナブルですかね。3カ月、少し大きい気がしないでもない。移行後は3カ月に1回やるべきだと思いますが、移行前にそこまで。

【会長】 移行前はね。

【事務局】 お仕事されている方が、多いにこしたことはないが、その辺は、決定前は、決定して開始前は、例えば、年4回とか、保育が開始した後は年3回など、わからない。

【委員】 開始した後がいろいろな、こうではなかったとか、このようにして欲しいということが出るのではないのでしょうか。

【委員】 では、もう、民営化、4月1日以前は積極的に意見交換するという形で書いておいて。

【会長】 回数はなしで。

【委員】 回数はなしで、移行後は、およそ3カ月ごとに1回の開催を目安とするぐらいではいかがですか。

【委員】 年に4回。

【会長】 はい。いいですか、では合同保育について。実施するという事は加えてよろしいでしょうか。期間については、業者が決定しなくても決めてしまえるものですかね。大丈夫ですか。法人が決定していなくても、こちらで決めてしまって大丈夫ですか。

【事務局】 この今後の期間も決めたりするので、逆に、業者が決定して決まるのもおかしいと。

【委員】 条件と。

【会長】 三者協議で具体的な方法を決めていったほうが現実的かなと私は思ったのですが。

【委員】 まあそうですね、実際、各市で差があると書いてありますものね、ここのポイントに。余りきつくうたうのもの。

【委員】 立川市は3カ月。

【委員】 3カ月という数字が結構踊っているのかなと。

【委員】 移行前なのですね、3カ月。小平市も移行前3カ月、日野市が移行前6カ月と、さらに民営化後も1年間、1年半ですね。東村山市は6カ月、移管後、必要に応じてと。国分寺市はどうでしょう。

【委員】 開園前3カ月、開園後3カ月。

【委員】 3カ月、3カ月。

【委員】 6カ月。

【委員】 狛江市は。

【委員】 1年、(2)の③。

【委員】 1年はどっちで1年ですか、半年ずつということですか。

【会長】 引継保育ということですよ。実施場所は仮園舎、新園舎の工事が完了したということなので、これはきっと移行後ですね。

【委員】 新園舎での引継保育とするわけですからね。

【委員】 ⑩に「移行後の当分の間は」と。

【会長】 稲城市は書いてない。

【委員】 合同保育は、第二保育園は平成27年1～3カ月を、第二学童クラブは平成27年3月ごろと、一応3カ月ぐらいです。

【会長】 羽村市は6カ月。

【委員】 世田谷市が1から3カ月。

【会長】 一番短い。

【委員】 1年間というのが多分最大限でしょうね。

【委員】 市の配置表を出しましたように、持ち上がりが必ずありますので、1年間は引継期間があると、保育の内容とともに子どものことも見ながら伝えることができるかなと思います。4、5については、2年間で子どもたちを成長させる計画でつくっていますので、1年で切れるということは考えにくいのですけれども。

【会長】 公立保育園に引き継ぎに来てもらうというイメージですか、新しい法人の保育者に。

【委員】 それは今話している最中なもので、できれば、新しいところに移行後にそちらに行って、一緒に話し合いをしながら保育の内容とともに子どもたちの引き継いでいかれたらと。前の段階は1年間、園長とか、1年の流れを見てもらえたらいいなと思っております。それは、保育を一緒にするのではなくて、内容を見にきてもらえたりするということで。

【委員】 それは合同保育と呼ばないのですか、合わせると2年になりますけれども。

【委員】 三者協議を、例えば、そのイベントの日にやるとか、見学を兼ねて三者協議をやればいい、事前に、合同保育ではないじゃないですかね、今おっしゃっている……。

【会長】 前の1年はですね、引き継ぎ。

【委員】 市としてはどういうメニューがあり得るのでしょうかと冒頭にお伺いしたいのですが、その前に、引受先の新しい保育士、担任なりが3カ月間ぐらい来るといことですか、最後の3カ月、それとも、移行後に今の職員はそこに残る。

【事務局】 各市のものをを見ると、やはり引き継ぎというのは、今ある公立のところに決定されました、その先生が何人か来て引き継ぎをする。

【委員】 移行前ですね。

【事務局】 はい。合同は、当然、じゃあ、どこかの、4月1日からとした場合には、そこから何カ月間が、先生と一緒に合同保育だというふうに認識はしております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 前で、3月にかかるところで、今ある法人の先生たちを引っ張ってきてしまうと、法人の保育がうまくいなくなってしまうというのがあったので、もし、合同保育を前もってやりたいのだったらもっと前の時期、年度末にかからない時期がいいと思うのと、先生がおっしゃるように、やはり、民営化してから公立の先生が残っているということですからごくスムーズにいろいろなことが引き継げるのかなという気はします。採用して働く人とか、いろいろなことを考えても、4月1日からスタートできる、前の年度に来るといのは、法人の職員の人も大変なのかなと、自分のところを抜けた人を、誰か穴を埋めなければいけないとか、4月1日から採用、それも怖い話ですが、どこから引き抜くとして。

【会長】 見学に行ったところはそういうやり方はしていませんでした。4月からは、もとの先生がいないほうがとても信頼してくれてやりやすかったと、応援してくれて、理解はできていたから、自分たちだけで4月に新しく始められたという記憶があります。

【委員】 ただ、4、5歳が切れてしまいますよね。4歳の1年間を前の先生が来るというわけではないですよ。できれば、4・5というふうなことで継承して責任を持って、どちらかというとも最後まで子どもに力をつけたいということがありますので、その1年間、次の年がもう4歳がきっと新しい園の先生と5歳まで、公立保育園でできるとは思いますが、その子どもたちが、犠牲と言ういい方は良くないかもしれませんが、できれば同じような条件で卒園させたいなという思いはあります。でき

るか、できないかは、まだ職員全員に自分が行くと思ったらどうなるかわからないですが、私としてはそのように思います。

【委員】 他市の状況も知りたいです。例えば、保育士、女性保育士をイメージしたら、何か嫁と姑的になってしまって、つまり、もともからいた公立の人が、引き受けの社会福祉法人は若い人が多い感じのイメージの、よくない影響があるので、確かに、切りかわったらもう全部というほうが何かいいのかなど。移るときに、何か最初は、知らないのかみたいになってしまうと、子どもたちには敏感にすぐわかって行前合同保育をしっかりとやって、移行後は断つというほうが、わかりません、どういう事例があるのか、若干、年齢差があるので、新しいところに来て。

【委員】 必ずしも年齢が高い人が行くというわけではないと思うので。

【委員】 もちろん、そうです。

【委員】 公立の職員が。

【委員】 気を遣って。

【委員】 子どもを中心に置いて話し合うので、それはいろいろなことを、意見を、よりよくしていこうということだと思います。それは別にマイナスではないと思います。

【委員】 遊び一個についても一瞬、顔をうかがうようなシーンがあると、もう子どもはすぐにわかるので。

【委員】 それはもうプロなので、上手にわからないようにできると思います。

【委員】 そうなるといいですが、それは、若い新人みたいな人が来た場合に、それはできないので、その人は顔をうかがってしまうわけです。現場は全然わからないし、合同保育も知らないので、一つだけ、懸念です、わかりました。

【会長】 ほかにご意見はいかがでしょうか。

【委員】 年度内に、民営化前に合同保育をする場合は、既に公立の先生がそろっているところに来るので、新事業者の方は各クラス1名ぐらいしかいない中で合同保育をするけれども、委員がおっしゃるタイプのだと、新事業者が公立の園の先生、いろいろなところの事務職員がかわってしまっている中に公立先生の担任を持っていた方だけが数名残られるというイメージですか。

【委員】 それは職員にとってどうなのかという私の責任で難しいところはあるのですが、子どもにとっては、それならば、それほど先ほど心配されるようなことはないのではと。

【委員】 どちらがいいかわからないのですが。

【委員】 もう少し考えさせていただいてもいいですかね。

【会長】 どこまで細かく書くかということにもなってくると思います。それも、事業者が特定してから細かく話したほうがいいのかもしれないし、見学させていただいたところは、0・1・2だけ先に始めて、3・4・5は後から、先ほど、上の子たちはもう保育の見通しがあって卒園までに育てたいところを育て切りたい思いが、長年育てていらした先生方のお気持ちもよくわかりますので、そういった方法も国立市でできれば、そういう事業者が「うん」と言ってくれば、そういう可能性もあるのであれば、何か、いつ、何か月とか書かないで、緩やかに書いておいて、保護者も納得するように、全て三者会議でというふうに。

【委員】 協議のもとに。

【委員】 おそらく一番重要な現場のことだと思うので、両者の現場の代表が話し合っ欲しいことだと思うので、ここでかっちり決めるのだったら、その前段としての三者会議の中で合同保育のこ

とを三者で決めるぐらいの表現ぐらいが一番無難というか、その後の時期が3カ月なのか、半年なのか、1年なのかも現場判断が一番重要というか。

【会長】 意見を言う場があるということですね。

【委員】 そのために、前の1年間をしっかりと見にくてくれるわけだし、その新事業者にしても、と思います。ここできっちり、この時期の何カ月ということをやったわなければいけないかどうかというのが、もう少し現場に預けていいのかなと。

【会長】 費用については、市の負担とかは書けないですかね、どうですか、合同保育に係る費用。

【事務局】 いわゆるダブルになるわけですね。

【委員】 移行前合同保育。

【事務局】 はい、その期間は、やはり、職員の費用負担というか、発生する。実際、必要性の中でやっていただくということで。

【委員】 つまり、24ページの府中市の最後の「なお、合同保育の実効性を高める事を目的として、市は事業者と業務委託契約を締結し、当期間において委託料を支出します」ということを。

【委員】 明文化できるかどうか。

【会長】 してもよろしいでしょうか。

【委員】 してください。

【会長】 責任を持って、その現場で話し合うのはいいのですが、そのご努力についても市がバックアップするというか、責任を持って両者を調整するというか、もちろん、負担もしていただくということが通れば。

【委員】 委員がおっしゃったように、具体的な合同保育については三者で決めるというのは、24ページの立川市の5行目です。その期間については民営化対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市、いわゆる三者で協議して決定すると、

【事務局】 行政的判断とすれば、予算事になりますので、こういうふうな目安がありますと、それで最終的には、この期間を議会に諮って、こういったものを支出しますと、そこで初めて決定となります。プロセスとしては、こういう、ある程度目安でやっていきますというのは当然あっていいと思いますし、最終決定は、今、言ったように予算決定という形になろうかと思えます。

【委員】 でも、移行後に関して別に公立の保育園の職員を派遣みたいにするのは、予算決定ではないですね、人事の問題で。移行前に社会福祉法人の人に来てもらって委託料を払うのには予算が発生しますが、移行後にそこに行ってもらうことに関しては単に人事の問題で予算はないですね。

【事務局】 そうですね、その部分、保育事業として手厚く、合同保育としてそういう部分を職員が何カ月かいるという人事措置になりますのに、新たに予算がどうこうということではないです。

【委員】 ではないですね。

【事務局】 はい。

【委員】 委員が言ったように、3カ月という数字をそのまま書いて欲しいというのは大丈夫なのですか、知りませんが。

【委員】 委員がおっしゃっていることも同じ思いですが、確かに三者協議という委員の意見もわかるので、どちらがいいのか。

【委員】 確かに1年間いるというのは結構つらいことですね、どちらも長いと。

【委員】 何か、前に言ったことがあると思うのですが、卒園した園児が民営化された園に戻ってきたときに、先生が一人でもいるというのは違うのではないかと考えています。

【委員】 毎年やっていますよね、卒園した子どもたちが同窓会など。

【委員】 心のよりどころになっていると思います。

【会長】 行事にしていまえばいいのではないですか、もとの公立の先生たちを呼んで、その園に全員戻ってくる同窓会みたいな形で、何年間かは、そういう方法もありますよね。

合同保育については、どういたしましょうか。

【委員】 合同保育は、三者が基本的にやるということで、移行前に関しては市が費用を出す前提。移行後も派遣することはあり得るといったことを書いておいてもいいのではないのでしょうか、具体的内容は再度決めます。

【委員】 必要に応じてと。

【委員】 そうそう、必要に応じてと、多分、「当分の間は」と書いてあります、ほかの市でも。どうしますか、委員、1年間と書かなくてもいいですか、私は書きたいわけではありませんが、いいです、わかりました。

【会長】 では、民営化後の市の確認・点検・支援。29ページです。

【事務局】 その前に評価と公表は大体、ほかの市と同じで第三者……。

【会長】 はい、すみません、28ページの評価と公表。

【事務局】 全部見てきますので……。

【会長】 第三者評価の実施と公表というのを入れるということでもいいですか。第三者評価は、国立市も皆様についていくということですので、これをつけて公表するというでもいいですよ。

あと、保護者へのアンケートについて記載しているところがありますが、こちらはいかがでしょうか。

【委員】 それは市がアンケートを行うのであれば、市の確認の項目に入れてしまってもいいと。

【会長】 ああ、そうですね、ここは第三者評価についてのみ記載して、市の確認・点検・支援というところで保護者へのアンケートを入れると。

先ほどの民営化前の保育士派遣、公立保育園の、府中市、前任職員の訪問。これはさきほどの必要に応じて派遣というのと同じですよ。どこに入れるか、合同保育のところに記載するか、民営化後の市の確認・点検・支援というところに入れるか。

【委員】 また事務局サイドに聞きたいのですが、答申の提言2に国立市全体の保育園の内容なり、市全体の保育システムに係る市の先導的な役割の発揮ということで、いろいろ連携を図ったり等々があるので、むしろ29ページの民営化後の市の確認・点検ということでは、どういうことが逆にあり得るのかというのをメニューとしてお伺いしたいと思うのですが、イメージでいいです。つまり、最初におっしゃっていたモデルケースにするというのであれば、どういうことが行政の手段としてあり得ますよというのを今、教えていただければ、それをここで書き込めるのかなと思います。

【事務局】 モデルケース、どちらかというところ、こちらは、罰則ではないが、契約というか、目的の内容に達していなかった場合にどうするかというところだと思う。モデル園とはまた。

【委員】 また違って。

【事務局】 はい。運営自体がこうであった場合にというようなところについて行政側がどういうふうな縛りをかけて見ていくかということだと思います。

【委員】 何か、国立市の中でそのような過去の事例はある、いわゆる、指導監督みたいなものが発生した事案が。

【事務局】 これは公立、私立変わらず、苦情なりというのが来ますので、それについては基本、電話なり窓口に来たものについては当然、決裁をとって、基本は、電話なり、行くなり、誰々ということではなく、とある方からのこういうご意見がありました、事実はどうですかという確認をとり、改善ということまではやっていると思います。

【委員】 年に数件以上はあるイメージですか。

【事務局】 いや、全体で見たときに、各園、数件です。内容的に、これはどうだろうかというのと、言葉の行き違的なもの、捉え方の行き違いみたいなものがありますし、言った、言わないみたいな部分も当然ありますので、大きく指導というのはいないです。

【事務局】 いわゆる、何か基準に抵触するとか、監査指導ということではないと思いますが、日々のそういった保護者の要望に対する回答をすとか、そういうところの調整は今までもあります。

【委員】 わかりました、いわゆる、対応、調整、説明といった感じですか。わかりました、ありがとうございます。

【事務局】 当然、答申の中でも、説明会でもお話ししていますが、民営化する園は、新しく更地があるところに私立をやりたいところはありませんかというのと違って、公立保育園の民営化をしていくので、ある程度、移管というものになりますので、継続して縛りではないですけども、見ていく必要というのは当然あると思います。民営化してしまったから、あとは勝手にどうぞというのは絶対にはあり得ないと思います。おそらく、そこのところだと思います。実際の生じたところでいろいろ問題が起こったときにどのように市は見ていくのですかというようなことだと思います。

【委員】 なるほど、ありがとうございます。大体わかってきました。

【会長】 課題があるということは、第三者評価の結果と保護者アンケートによってそういったことが、あるいは、苦情がそのように直接出てくる場合もあるでしょうし、そういった場合に、市が責任を持って対応するというは入れるべきだと思いますし、それ以外に、先ほどの研修とか、そういったフォローなどのことをどの程度入れるかということと、委員の資料の9ページの民営化自体の検証、財政的な効果があったかとか、公立保育園の保育士が人材としてしっかり活用されているのかとか、ガイドラインが充実されているかどうかとかいうことも含めて、今回はまず1園のガイドラインということですので、こういった検証が行われないと次のことについて検討ができないと思いますので、私は、個人的に市の確認・点検の項目の中に入れてほしいと思いますが、よろしいですか。

ほかに市の点検・確認・支援というところで何かございますでしょうか。

【委員】 29ページが一番下の狛江市の例で、例えば、運営法人に対する指導で、(2)の①三者協議会へは信義に従い誠実に対応することを基本として、運営法人に参加を義務づける、これは当然で、②が、要するに、保育内容の継承をすることを基本とした保育に努めることを指導しますと、結構はっきり書いてあって、要するに、保護者として、例えば、こういう内容はすごく大事だというのは、新しいスタッフが、そのようなものはやらないと言ったときには、結構、市が強く出てきて、いや、引き継ぎはするという約束なので、ここに関しては、よほど無理を言っていない限り保護者のことを聞いていただきますよと、はっきり書いています。

30ページにも、やはり、稲城市の2行目で、引継過程での保護者・事業者・市の話し合いの結果により決定した事項を、事業者が確実に履行する仕組みをつくりますと、そのように引き継ぎをして

いるかを確認するとともに、市が調整に入るとあるので、この辺は、三者協議会をしっかりと実効性があるものにするためには、狛江市ぐらい書いてもいいと思いますけれども、どうですか。委員からは、それは厳しい感じですか、狛江市みたいに指導されると、きついと。

【委員】 約束したことであれば仕方がないかなと思います。

【委員】 守るしかないですね。

【会長】 「民営化移行後、一定期間は」と書いてあるので、一生ではないです。保護者の意向に対応できているかどうかということが一番大事ですよ。保護者が満足していれば、継承がどうであったかということよりも、保護者からのものを聞いてくれているかということは、ぜひやるべきですね。

【委員】 逐一、監視というのは何となく問題がありませんか。

【会長】 そうですね。それは何かありますよね、やりにくさがね。

【委員】 保護者として余りニーズがないので。

【会長】 どうやって保護者の意見を吸い取るかというのもアンケートだけでは無理だったと。

【委員】 いろいろな話し合いがあると思いますし。

【委員】 最後は市が責任もって言いますよというのはやはり一言欲しいなという気はしますね。

【事務局】 それから、確認を2点ほどよろしいでしょうか。先ほど私が罰則みたいなお話をしましたが、この市の確認・点検のところで、要は、研修への支援をなさいたいなことがありますね。私が言ったことだけではなく、当然、資質向上について積極的に支援をするということの記載は必要だと思います。それは答申の中でも、保育力の課題についても、民営化によるものに限らず人材の育成には続いていくと出ていますので、これはここの中に入れるべきものだというふうに思います。

【会長】 はい、入れてください。

【事務局】 それと、先ほどの、民営化によって財政的な効果等の検証というのがあったのですが、それは、ガイドラインに当たるものではないのかなと思います。当然、答申の中にも財政的な効果の児童福祉費の管理が出ていますが、それは当然やらなければいけないものではありますし、やっていることなのですが、ガイドラインは、始めに会長がおっしゃったように、民営化する園へのガイドラインということなので、そのことは別にはしっかり当然やることではありますけれども、ガイドラインに載るものではない感じがいたします。

【委員】 確かに財政効果はそうですけれども、ただ、民営化の一環として、民営化した後1年たちました。どのような感じでしたかというのは、アンケート集だけでもいいので、一応……。

【事務局】 それは大丈夫です。ここに出ている財政ですとか人の活用がどうかというのは、またガイドラインとは違うかなということなので、当然アンケートはしなければいけないことです。

【委員】 はい。

【会長】 細かい項目は載せないで、しっかり検証を行うということですね、効果とガイドラインが重視されているかどうかについて。

そろそろお時間が来てしまったのですが、まだまだご意見があろうかと思いますが、あと1回チャンスがありますので、事務局から今後のスケジュールについてお話しいただけますか。

【事務局】 次回の進め方の確認をさせていただきたいと思います。今いただいたものは、こちらで、ある程度、たたき台的なものでおつくりをしたものを、委員におつくりいただいたものもともに、たたき台として全体でつくらせていただくということよろしいでしょうか。

それで、今回やったものを次回、確認を先にして、後で、全体でつくったもので、まだ今回は見ていない、例えば目的の部分など、答申から持ってくる部分もありますので、その部分については、記載は基本的なものを書き出し、全体で書き出してつくらせていただいたものを次回にご提示をすることによってよろしければ、次回が8月2日ですので、1週間前、7月26日にはメールなり、郵送でお送りするという形で、必ず目を通していただくという前提で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 はい。

【事務局】 それで、もし8月2日で時間が少し足りないということになれば、またもう1回、自主勉強会的なものをやらせていただきたい。このところで、ガイドラインの意見交換会をやるというのを9月の中旬ごろに予定したいと考えておりますので、このような流れで行きたいと思っております。まだ11回、12回の日程がまだ決まっていないのです。今のうちに決めたほうがよろしいかなと思っております。

【会長】 9月の意見交換会が終わった後に次をやるということですか。

【事務局】 そうですね、次は意見交換会を、今のところ、9月17、18、19の三連休の土曜日が多分出やすいのかなと思っておりまして、まだ調整ではございますけれども、それを踏まえて10月にやりたいということです。後ほどまた会長、副会長の日程を第一優先で考えさせていただいて調整をさせていただくということによってよろしければ、後日また早目にご連絡するということですので、11、12の日程は決めさせていただくということによってよろしいでしょうか。

【会長】 はい。11月、12月ではなくて、8月2日が第10回になります。その次の9月に意見交換会があって、10月に第11回、12回と続いていくという見通しですね。

【事務局】 はい。

【会長】 では、スケジュールについて何かございますか。では、26日までに今回のまとめの資料が皆様に配信、配付される予定ですので、事前にお目通しいただいて、8月2日に次回を進めさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【委員】 一言意見を、単に意見なのですけれども、傍聴の方にも公立保育園の保護者、あるいは近い方がいらっしゃるかと思うのですが、すごく気になる対象園の選定と実施時期というのが項目にもあって、これは一番気になるころだと思います。いろいろな状況から決まってくるかと思うのですが、とにかく早い段階で、もし仮にここがそうなったらどういうことになるかと、早い段階で本当にいろいろな説明会に行ってください、本当に早い段階からいろいろな要望を集めていただいて、ガイドラインを組みたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

【会長】 はい、それでは、本日はご苦労さまでした。

【事務局】 ありがとうございました。

— 了 —